

佐那河内村公共施設等総合管理計画



平成 28 年 5 月 策定

令和 4 年 3 月 更新

徳島県 佐那河内村

佐那河内村役場新庁舎



目次

第1章	はじめに	1
第1節	本計画策定の背景	1
第2節	計画目的	2
第3節	計画対象施設の範囲（普通地方公共団体の財産より）	4
第4節	計画期間	4
第2章	佐那河内村の現状と課題	6
第1節	村の概要	6
第2節	人口の動向と将来予測	7
第3節	産業	9
第4節	財政状況	10
第3章	公共施設等の現状及び将来の見通し	13
第1節	対象施設	13
第2節	建物系公共施設（築年度別整備状況、将来の更新費用の推計）	17
第3節	土木系公共施設（将来の更新費用の推計）	20
第4節	企業会計施設（将来の更新費用の推計）	21
第5節	公共施設とインフラ全体（将来の更新費用の推計）	22
第4章	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	24
第1節	基本方針について	24
第2節	維持管理方針	26
第3節	長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	35
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	36
第1節	建物系公共施設	37
第2節	土木系公共施設	53
第3節	企業会計施設	56

第1章 はじめに

第1節 本計画策定の背景

わが国においては、高度経済成長期の急激な人口増加と社会変化に対応するため、公共施設の整備が進められてきました。当時に建設された公共施設では、建築年数が30年以上経過し、その耐用年数が切れ、この先大規模改修や修繕、建替えが必要となってきました。また、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっており、財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されております。

また、地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来等社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

さらに、中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故をはじめとする、公共施設の老朽化に伴う事故で尊い命が失われている現状からも、公共施設の老朽化は大きな社会問題となっています。本村においても、将来の公共施設等の建替えや改修等に多額の費用が発生することが予想されます。

このように、厳しい財政状況が続く中、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことや、日々進行する老朽化の実態をふまえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握する必要があります。また、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

この状況下、国は、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。各地方公共団体においても、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、この『公共施設等総合管理計画』(以下、本計画)の策定が要請されました。

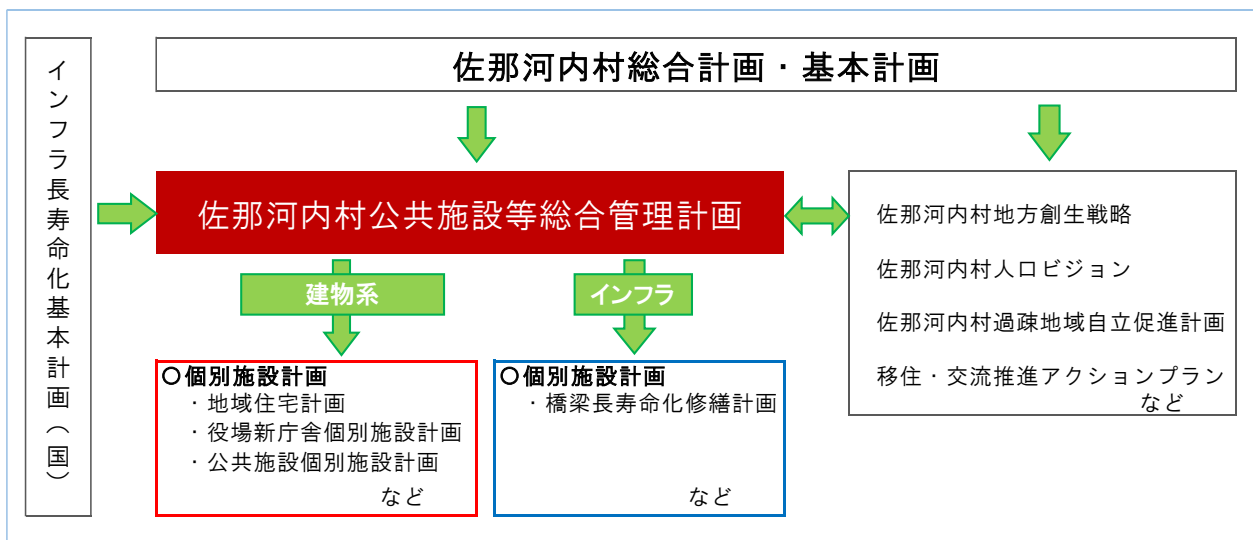
第1章 はじめに

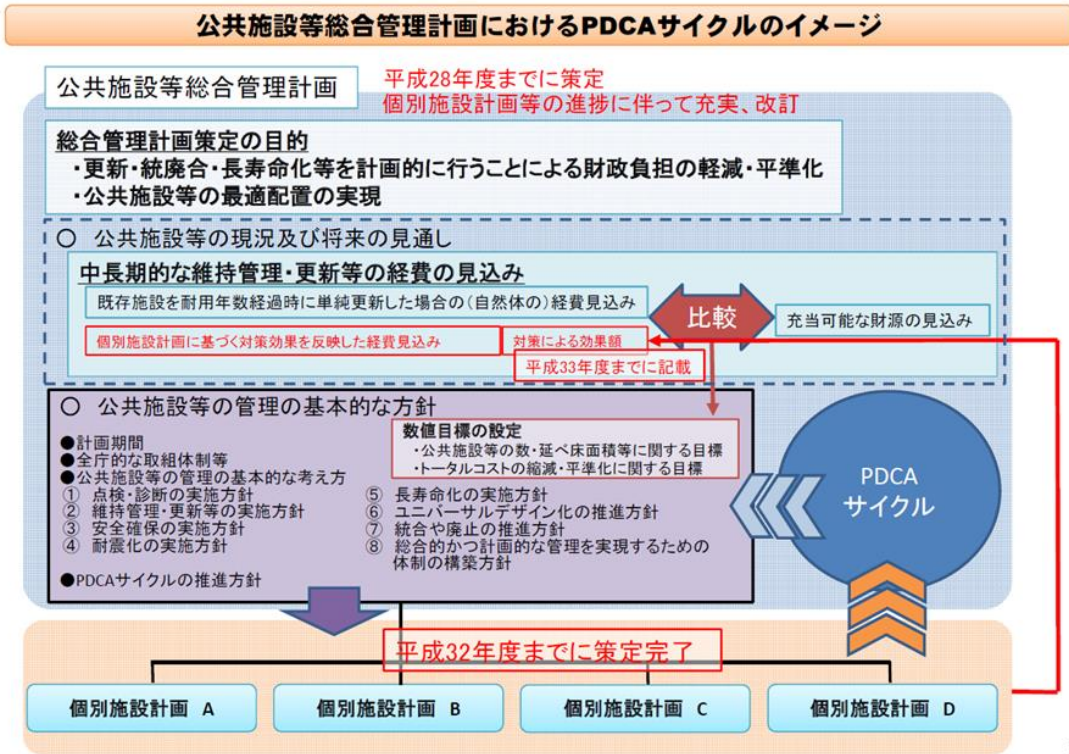
本村においても、これらの課題に対して重要な取り組みと捉え、本計画を策定しました。

第2節 計画目的

本計画は、本村の上位計画である「佐那河内村総合計画・基本計画」を下支えする関連計画の一端を担います。関連計画の各計画中の公共施設面の取り組みに対する横断的な指針を提示するものとします。新たな施策や計画書策定にあたって、これらの関連計画に基づき包括的な連携を図っていきます。なお、総務省から、各種個別施設計画の策定後に本計画を見直しが求められており、本村に関しても以下のPDCAサイクルの考え方に準じて、本計画を更新しました。

図表 1-1：本計画の体系図 及び PDCA サイクルのイメージ（総務省）





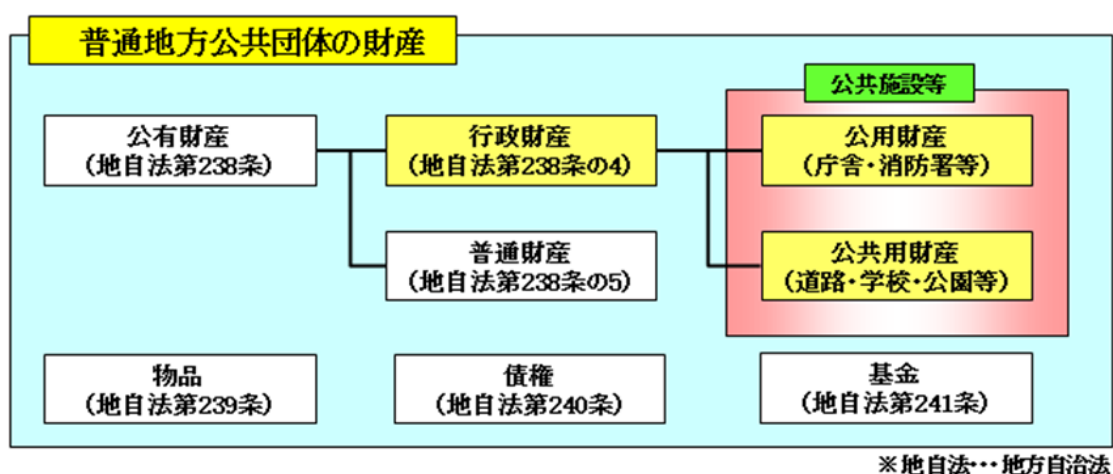
59

第3節 計画対象施設の範囲（普通地方公共団体の財産より）

本計画における対象施設は、本村が保有し又は借り上げている全施設を対象とします。分野としては、建物系公共施設（村民文化系・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、庁舎、消防施設、公営住宅等）、土木系公共施設（道路・橋りょう・林道）、企業会計施設（簡易水道、農業集落排水）が対象となります。

また、これらは図表 1-2 で示しているように、公用財産、公共用財産に属しているものとします。

図表 1-2：普通地方公共団体の財産



第4節 計画期間

本計画期間は、平成 28 年度から令和 11 年度までとします。なお、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても適宜見直しを行うものとします。

図表 1-3：計画期間（本計画と関連計画）

	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
佐那河内村総合計画・基本計画	総合戦略				佐那河内村総合計画										
佐那河内村公共施設等総合管理計画	当初H28～R7 (R3に見直し)						R11までに延長								
佐那河内村公営住宅等長寿命化計画	[Yellow arrow spanning H28 to R11]														
佐那河内村役場新庁舎個別施設計画					R1～R10										
佐那河内村公共施設個別施設計画					R2～R11										
橋梁長寿命化修繕計画	[Yellow arrow spanning H28 to R11]														

第2章 佐那河内村の現状と課題

第1節 村の概要¹

本村は、徳島県の中東部に位置し、西北は名西郡神山町、南は勝浦郡勝浦町、上勝町に接し、東は徳島市に接しています。東西約9.5km、南北約4.5kmの平行四辺形の形状となっており、総面積は42.28km²です。徳島県で唯一の村ですが、徳島市にある徳島県庁やJR徳島駅までは約16km、車で約30分、徳島空港には車で約45分の距離に位置しています。また、剣山山脈の東端に位置し、山麓近くには緩やかな傾斜面があり、村の中央を東西に走る丘、中山が南北二溪に分けています。

平野部は、村内を流れる園瀬川、嵯峨川流域の地域に集落、農地が広がっています。また、山間部には、棚田、段々畑、山地が広がり、集落が点在しており、山間地を利用して、さくらももいちごや達磨キウイフルーツ・大川原ネギ等のブランド品や、みかん・すだち・菜の花・しいたけなどの栽培が盛んです。

¹ 佐那河内村総合計画（R2.4）参照

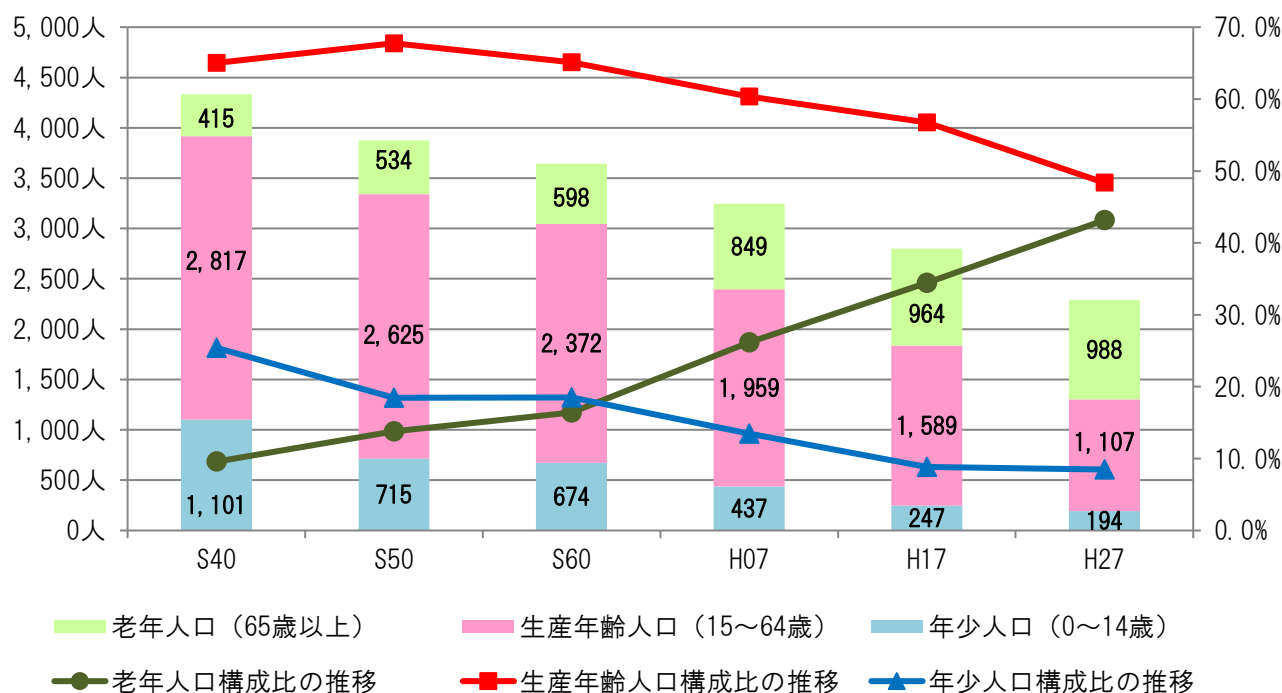
第2節 人口の動向と将来予測²

この節では、佐那河内村の将来人口等の推計を紹介します。なお、掲載する内容は、佐那河内村総合計画（令和2年4月）より抜粋したものです。このビジョンが今後の本村のソフト的な内容に対し、本計画はハードに関しての今後の方針となります。人口動向の影響で変化しやすい地方税収入や、人口構造の変化による公共施設等の用途や配置を検討していくためにも、これらのビジョンや本計画は密接に連動していくことが望ましいとされています。

本村の人口は減少傾向が続いており、平成27（2015）年の総人口は2,289人で、昭和40（1965）年からの50年間で2,044人減少（人口増減率-47.2%）しています。年齢3区分別人口をみると、老年人口（65歳以上）は、昭和40（1965）年の415人（人口構成比9.6%）から平成27（2015）年には988人（人口構成比43.2%）に増加し、高齢化が進んでいます。

平成27年国勢調査の年齢別人口の状況をみると、65～69歳が252人（男性132人、女性120人）と最も多く、次いで60～64歳が225人（男性103人、女性122人）となっています。一方、0～4歳は54人（男性27人、女性27人）と、最も多い65～69歳の4分の1以下になっています。

図表 2-1 佐那河内村の人口推移

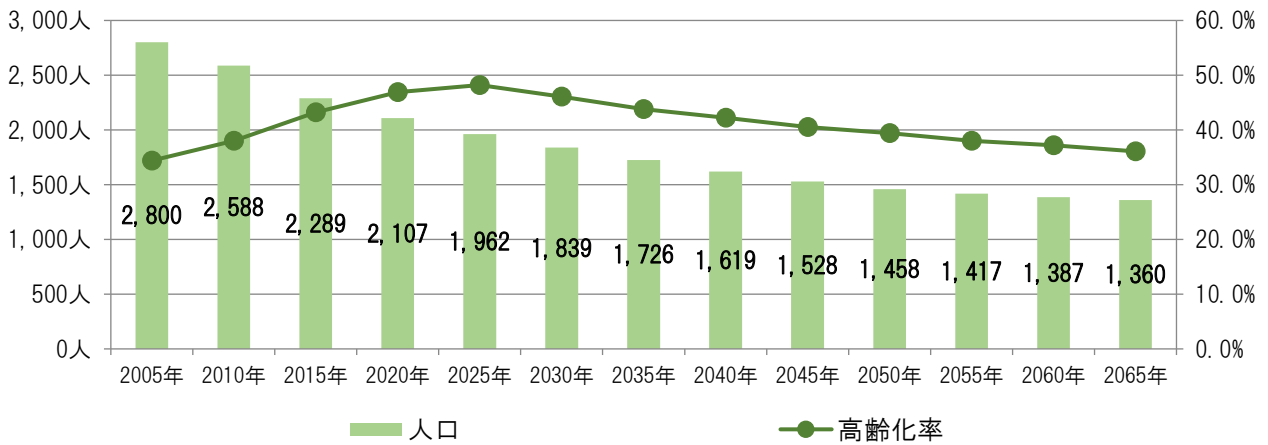


² 佐那河内村総合計画（R2.4）参照

◆ 将来の目標人口と目標移住者受入数

徳島県が策定した「とくしま人口ビジョン」の出生率の推計を基に、移住者を獲得した際の推計を行いました。Uターン、Iターンなどによる移住（転出抑制を含む）によって子育て世代を獲得できれば、小・中学校の各学年の人数の減少はかなりくい止めることができます。子育て世代が毎年5～6組ほど転入することで、将来的な児童・生徒数や高齢化率の低減に大きく寄与することができると考えられます。

図表 2-2 今後の人口予測



本村では、合計で年間5～6組ずつの子育て世代の移住受入れを目標とします。さらに、リタイア世代を年間2組ずつ受け入れることで、2040年に1,800人、2060年には1,600人の人口維持を目標として定めます。

目標人口

- 2040年 1,800人をめざします
- 2060年 1,600人をめざします

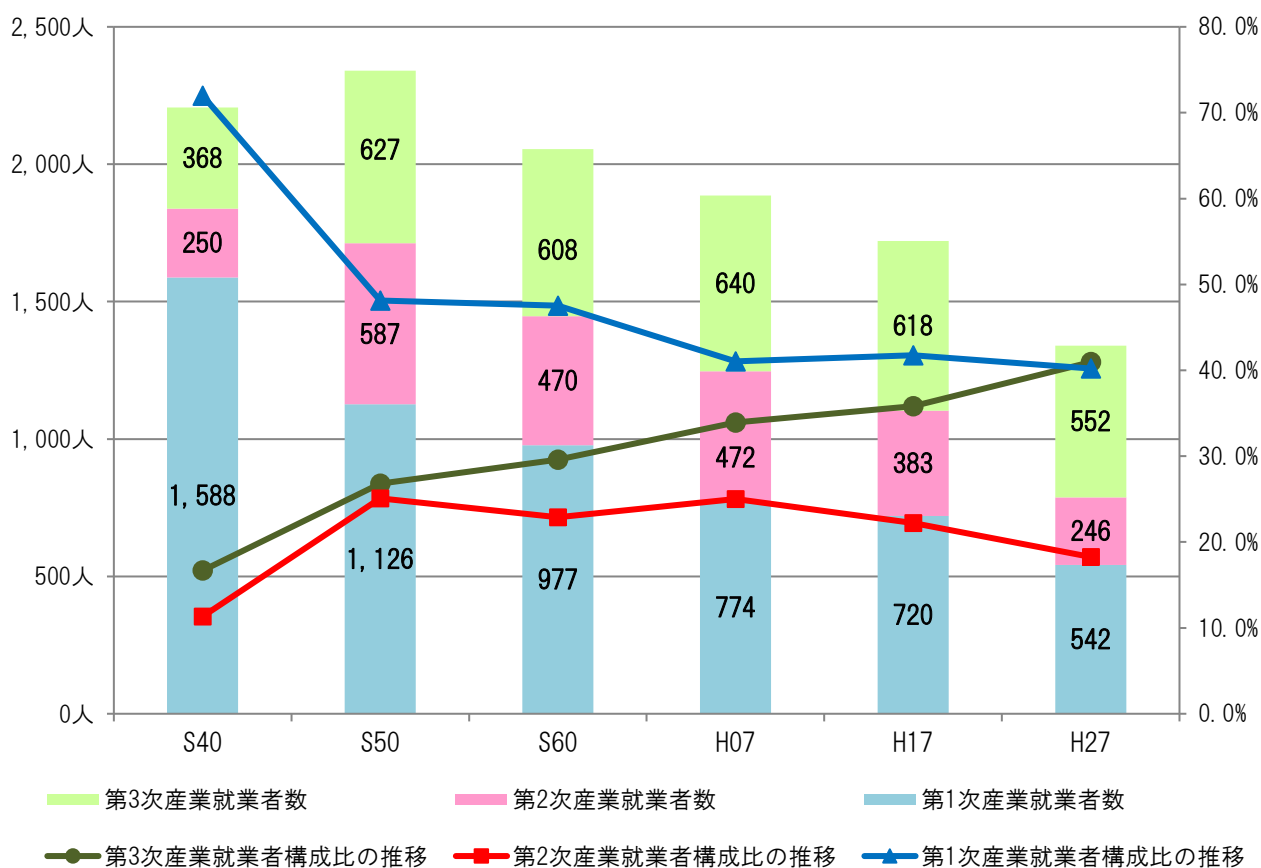
目標移住者受入数

- 子育て世代 25～30組（5組／年） リタイア世代 10組（2組／年）
- 2～3組／年：30歳代前半夫婦が4歳以下の子どもを連れてU・Iターン
- 2～3組／年：20歳代前半夫婦がU・Iターン
- 2組／年：60歳代前半夫婦（定年退職者）がU・Iターン

第3節 産業³

本村における就業人口は、昭和50（1975）年の2,340人をピークに平成27（2015）年には1,348人に減少しています。産業別にみると、第1次産業は減少が続き、第2次産業も昭和50（1975）年をピークに減少が続いています。平成27（2015）年は第1次産業が542人、第2次産業が246人、第3次産業は552人となっており、第1次産業、第2次産業の減少に伴い、第3次産業の就業人口が最も多くなっています。

図表 2-3 佐那河内村産業別就業者数及び構成比



³ 佐那河内村総合計画（R2.4）参照

第4節 財政状況

令和元年度の財政状況資料集では、依然、市町村の財政力を示す財政力指数⁴が0.17（徳島県平均0.42）を下回っています。全国の類似団体と比較しても平均を下回る（類似団体内順位70/151）結果となりました。実質公債費比率⁵については、平成21年度決算では21.0%だったものが、0.0%となり起債の償還が進んだことが当該比率に表れています。

以下、本村における一般会計等の財政状況を、図表2-4に歳入決算額の推移、図表2-5に歳出決算額の推移として示します。

歳入では、地方交付税の割合が高くなっています。令和2年度には、歳入総額に占める割合が35.8%となっています。歳出では、補助金等には、新型コロナウイルス対策関連の費用が含まれています。また、投資的経費には、公共施設の建設や用地取得に関する費用である「普通建設事業費」が含まれています。令和元～2年度において、投資的経費が大きくなっているのは、役場新庁舎建設に係るものとなっています。

今後、人口減少に伴い地方税収入の減少が見込まれることから、これまで以上に、歳入に係る地方交付税や国庫支出金等の依存財源の割合が増すことが考えられます。また、高齢化社会の進行による社会保障費の支出が歳出に占める割合が高くなることが予想されます。

以上に加え、本計画である公共施設に関しても、また全国的に見ても公共施設等の多くが、高度経済成長期に整備されており、本村も例外ではありません。老朽化が進行している施設もあることから、今後の公共施設等の更新（建替え）や維持管理に対しての財源配分を適正に行うことが必要になります。コストと財政の適正性の面から、本村の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、早急に公共施設のあり方を検討します。

⁴ 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高い（1.0に近い）ほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

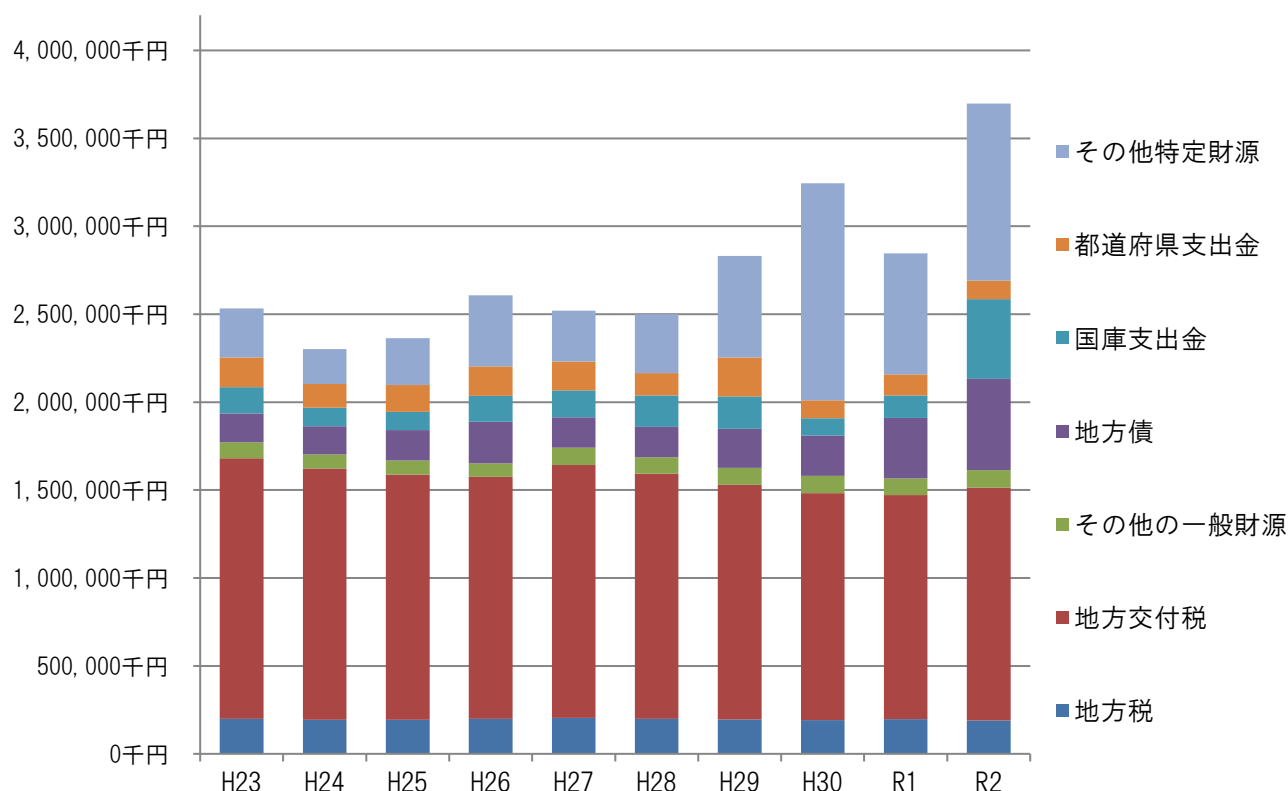
⁵ 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

◆ 歳入

図表 2-4 歳入決算額の推移⁶

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方税	198,442	193,461	193,185	198,693	204,089	198,565	194,509	190,955	198,094	190,604
地方交付税	1,481,683	1,428,757	1,394,425	1,376,317	1,438,048	1,394,564	1,335,481	1,291,990	1,272,838	1,323,099
その他の 一般財源	91,408	80,427	80,042	76,521	99,349	93,013	95,804	97,095	94,611	100,081
地方債	164,430	160,826	172,816	237,691	172,776	173,186	222,748	230,649	344,300	519,185
国庫支出金	149,420	105,634	103,895	146,324	152,766	177,442	183,159	97,656	127,926	452,981
都道府県 支出金	168,280	134,421	152,878	166,842	164,253	128,147	222,955	101,453	119,345	105,294
その他 特定財源	278,953	198,828	265,856	404,253	289,410	334,826	576,937	1,234,822	688,650	1,007,499
歳入合計	2,532,616	2,302,354	2,363,097	2,606,641	2,520,691	2,499,743	2,831,593	3,244,620	2,845,764	3,698,743



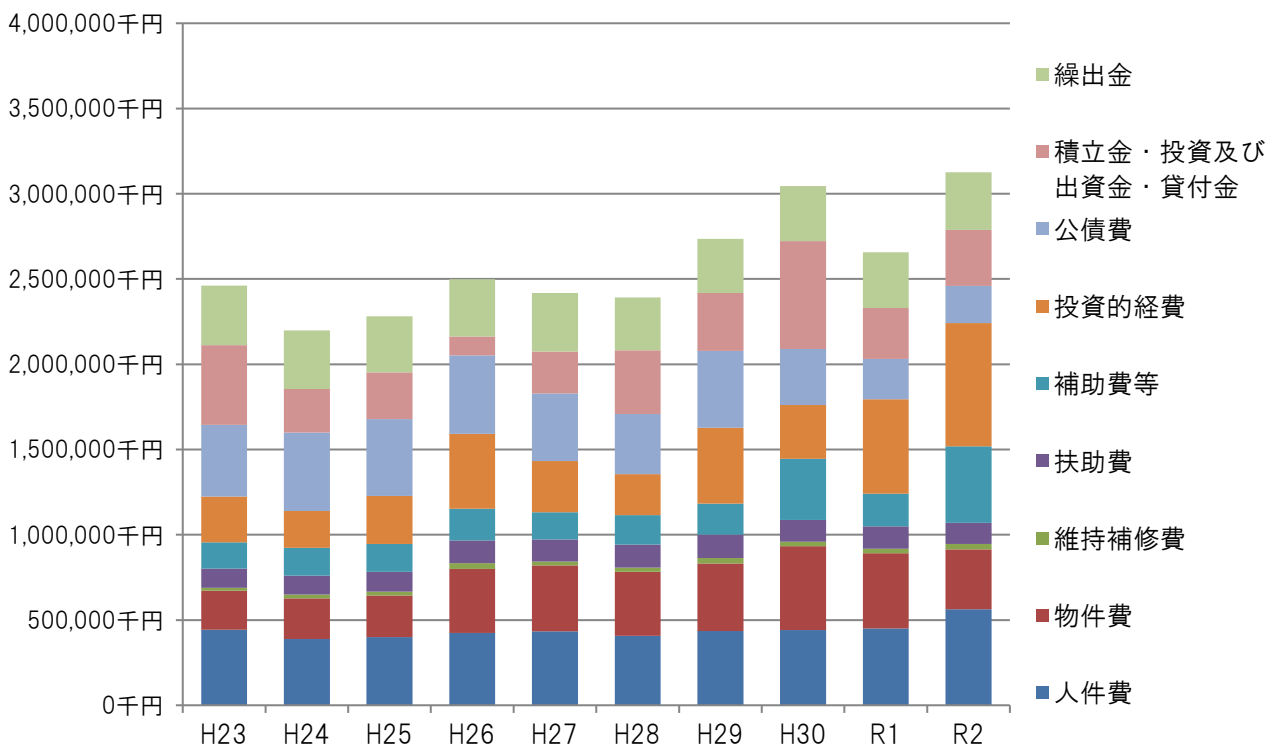
⁶ 各年決算統計 04 表「歳入内訳」より作成

◆ 歳出

図表 2-5 歳出決算額の推移⁷

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	443,929	387,887	399,824	424,322	432,894	408,220	435,163	440,524	450,544	563,264
物件費	227,916	239,197	244,210	376,168	387,871	373,942	396,665	491,583	440,616	351,192
維持補修費	17,326	21,583	21,714	33,351	22,973	25,453	31,750	26,519	27,021	30,972
扶助費	112,995	112,093	116,249	132,144	128,542	134,310	137,574	128,704	130,963	125,280
補助費等	153,395	163,597	164,757	186,850	159,670	173,595	182,161	357,926	191,322	447,480
投資的経費	268,593	215,143	281,495	439,247	301,433	239,893	445,187	315,534	554,866	723,532
公債費	421,252	459,501	449,333	460,704	395,890	352,937	450,375	328,939	236,989	217,929
積立金・投資及び 出資金・貸付金	466,067	256,173	274,987	110,099	245,253	373,454	339,335	632,275	296,945	329,149
繰出金	349,609	342,780	328,427	335,994	343,921	309,965	317,630	322,762	327,812	337,420
合計	2,461,082	2,197,954	2,280,996	2,498,879	2,418,447	2,391,769	2,735,840	3,044,766	2,657,078	3,126,218



⁷ 各年決算統計 14 表「性質的経費の状況」より作成

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本計画では、本村が対象とするすべての公共施設を、建物系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つの類型に区分します。また、それら3区分をさらに機能別に分類し整理を行います。施設分類（機能別分類）は、図表3-1に示します。

なお、公共施設等の整備状況は、令和2年度末の本村が管理する整備データ（固定資産台帳）⁸を使用しています。加えて、次節より、これらの築年別整備状況、将来の更新費用の推計結果を掲載していますが、その算定には、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）を使用しています。施設分類ごとの更新単価は図表3-2にて示します。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

区分	類型	種別	主な施設（例）
建物系 公共施設	村民文化系施設	集会施設	集会所 公民館
	社会教育系施設	博物館等	府能発電所資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	村民体育館
		レクリエーション施設・観光施設	大川原の各施設
	産業系施設	産業系施設	食業工房さなごうち
	学校教育系施設	学校	小学校 中学校
	子育て支援施設	幼児・児童施設	学童
		幼保・こども園	保育所
	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
		高齢福祉施設	嵯峨老人憩の家
	行政系施設	庁舎等	役場
消防施設		消防分団	
公営住宅	公営住宅	村営住宅	
供給処理施設	供給処理施設	リサイクルセンター	
その他	その他	教職員住宅	
土木系 公共施設	道路	道路（市町村道）	村道
		橋りょう	橋りょう
		林道	林道
企業会計 施設	簡易水道施設	簡易水道施設	浄水処理場 配水池
	農業集落排水施設	農業集落排水施設	汚水処理場 ポンプ場

⁸ 固定資産台帳（地方公会計）データを活用

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

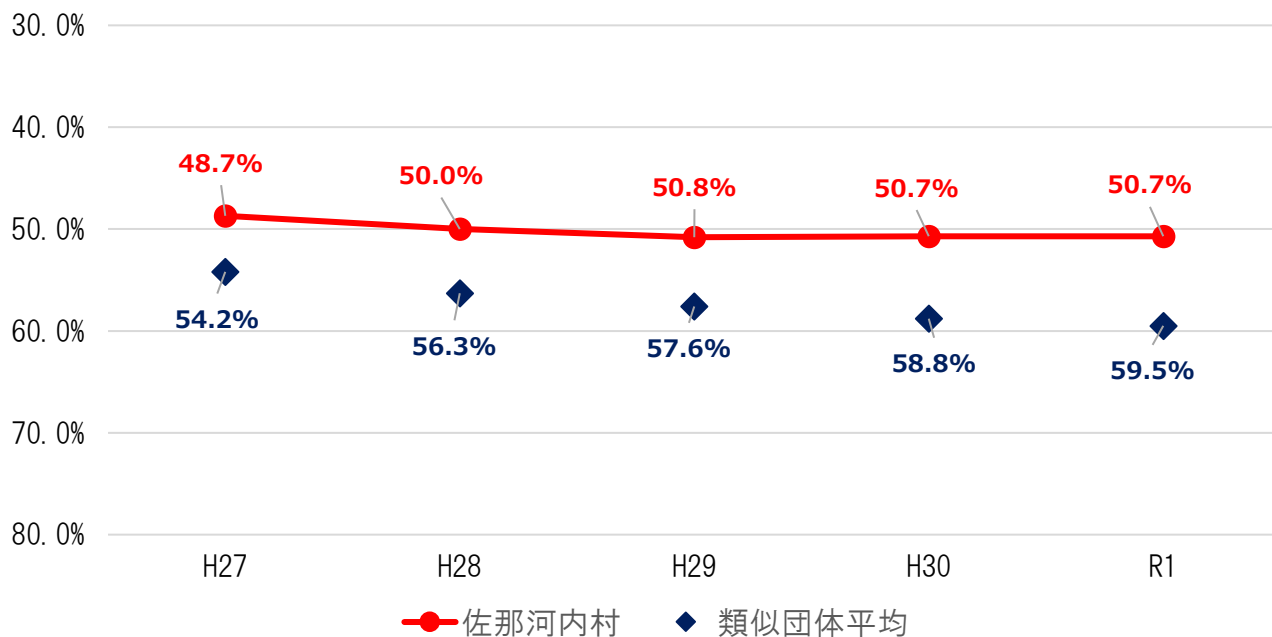
なお、以下では、固定資産台帳に掲載している有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合である有形固定資産減価償却率を示します。

この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができ、公共施設の再編等を行う際に参考となる指標です。

ここでは、当該比率について、本村と類似団体平均を比較します。なお、類似団体の数値は、総務省の調査にて、各年度で回答のあった団体に関するものを使用しています。

本村は、類似団体と比較して当該比率が大きくはないものの、老朽化は、ほぼ横ばいではありますが進行していることが伺えます。

図表 3-2：有形固定資産減価償却率の推移⁹



⁹ 財政状況資料集（総務省）より

◆ 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

● 更新費用の推計額

事業費ベースでの計算とする。

一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。

● 計算方法

耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。

延床面積×更新単価

● 更新単価

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

● 大規模改修単価

建て替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

● 耐用年数

標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より。

● 大規模改修

建設後30年で行うものとする。

● 地域格差

地域格差は考慮しないものとする。

● 経過年数が31年以上50年までのもの

今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

● 経過年数が51年以上のもの

建て替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算する。

● 耐用年数が超過しているもの

今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

● 建て替え期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。

● 修繕期間

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

図表 3-2：施設分類ごとの更新単価（公共施設等更新費用試算ソフト）

① 建物系公共施設

施設用途	大規模改修	建替え
村民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
公営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
供給処理施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²

② 土木系公共施設

施設用途	更新年数	更新単価
道路（村道・林道）	15 年	4,700 円/m ²
橋りょう（RC、PC、石橋、木橋）	60 年	425 千円/m ²
（村道・林道分）（鋼橋）		500 千円/m ²

③ 企業会計施設

施設用途	更新年数	更新単価
簡易水道 水道管（管径別）	40 年	97～923 千円/m
農業集落排水 水道管（管径別）	50 年	61～2,347 千円/m

第2節 建物系公共施設（築年度別整備状況、将来の更新費用の推計¹⁰）

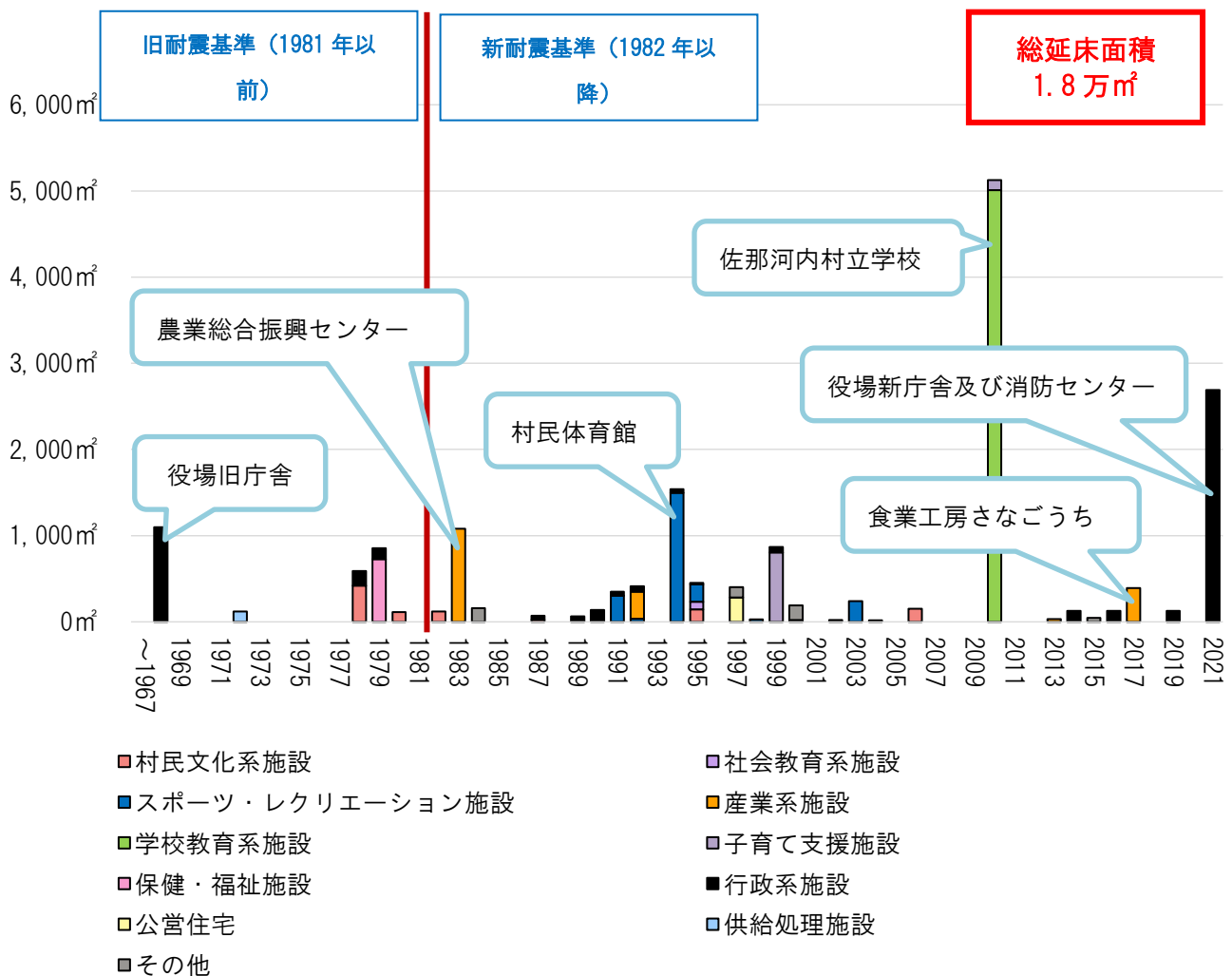
◆ 築年度別整備状況

図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年度別の延床面積を示しています。本村においては、1980 年代から 1990 年代にかけて公共施設を整備してきたことが分かります。

昭和 56（1981）年の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の 18.4%を占めています。この中には、役場旧庁舎や公民館、嵯峨老人憩の家や保健センターが含まれています。築 40 年を経過している施設もあることから、今後は除却や建替え、補修といった検討が課題となります。

なお、新耐震基準以降の施設に関しても、建築後 30 年を超える施設も多くあり、大規模改修が必要な時期を迎えていることから、施設の老朽化が懸念されます。

図表 3-3：建物系公共施設 築年度別整備状況



¹⁰ 公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10 より算定。

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

以下、図表 3-4 では、平成 27 年度末時点（本計画の当初の固定資産台帳）からの建物系公共施設の施設保有量の推移を表しています。

この期間内で増加した主な施設は、嵯峨コミュニティ消防センター（H28）、食業工房さなごうち（H29）、消防団第3分団詰所（R1）、役場新庁舎及び消防センター（R3）となります。

一方で、減少した施設としては、旧佐那河内中学校が挙げられます。

図表 3-4 施設保有量の推移

施設分類	H27 末	R2 末		増減（㎡）
	延床面積（㎡）	延床面積（㎡）		< 減は△ >
1 村民文化系施設	1,542.18	996.94	→	△545.24
2 社会教育系施設	89.57	89.57	→	0.00
3 スポーツ・レクリエーション系施設	2,311.00	2,311.00	→	0.00
4 産業系施設	1426.2	1,817.43	→	391.23
5 学校教育系施設	7,310.02	5,009.96	→	△2,300.06
6 子育て支援系施設	923.54	923.54	→	0.00
7 保健・福祉施設	746.16	746.16	→	0.00
8 行政系施設	1,983.72	4,930.48	→	2,946.76
9 公営住宅	283.80	283.80	→	0.00
10 供給処理施設	120.00	120.00	→	0.00
11 その他	474.56	531.27	→	56.71
合計	17,210.75	20,001.27	→	2,790.52

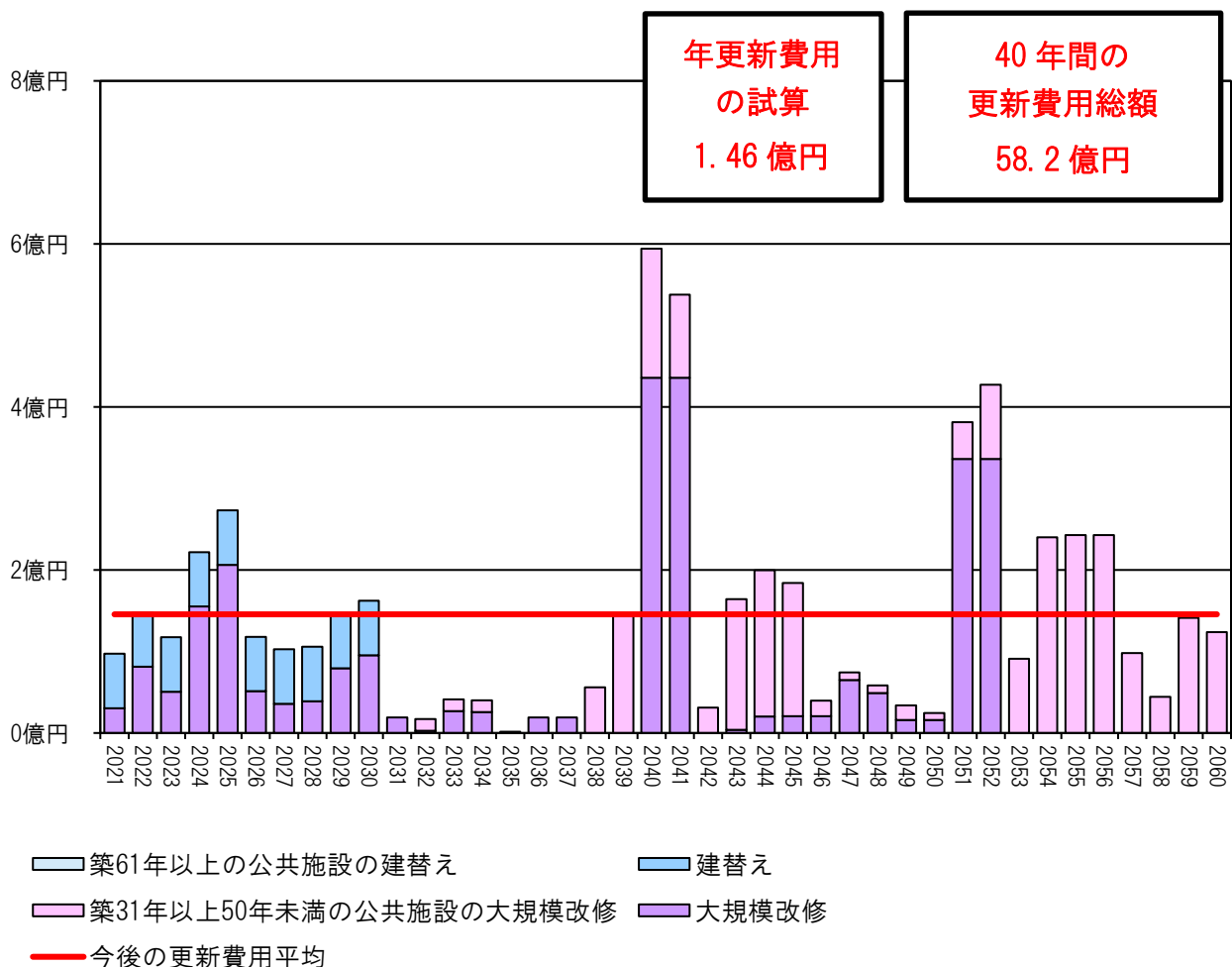
◆ 将来の更新費用の推計

図表 3-5 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本村が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合、令和 42（2060）年度までに約 58 億 2 千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年約 1 億 5 千万円かかる試算となりました。なお、以下の推計値には、役場旧庁舎は含んでおりません。

一定期間に更新が集中しているといった偏りを排し、均等に半分するといった平準化（例：2040 年度に多額の費用が見込まれており、この分を前倒しして比較的余裕のあるタイミングで事前保全の形で改修工事を実施する）や、村財政との兼ね合いが重要になります。

この推計結果より、本村ではすでに公共施設の大規模改修の時期に差し掛かっています。

図表 3-5：建物系公共施設の更新費用

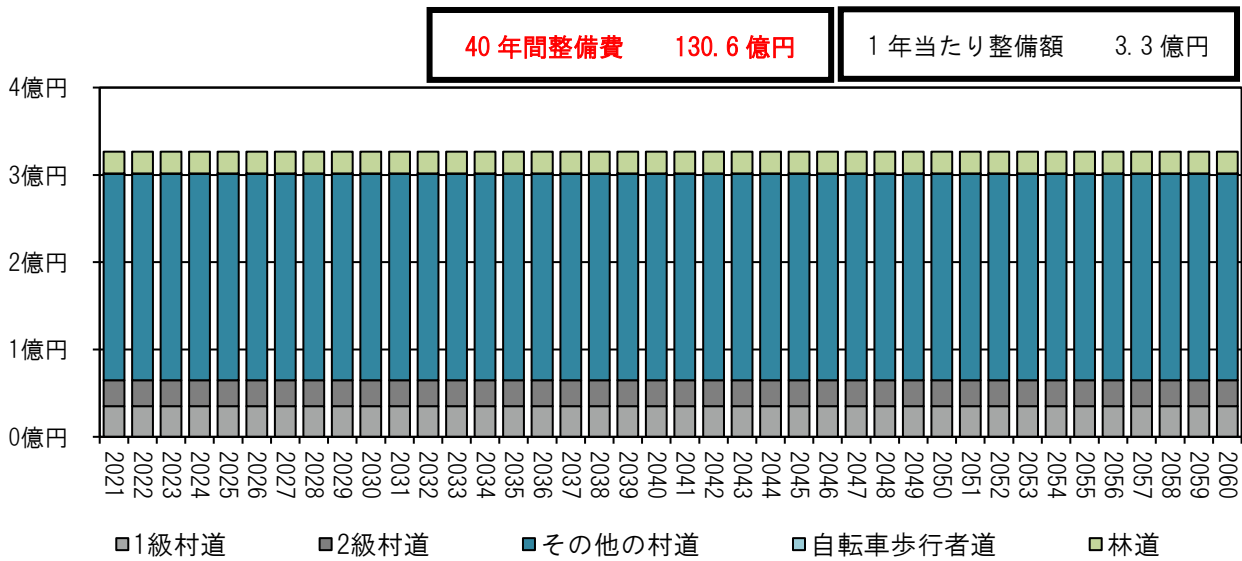


第3節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）

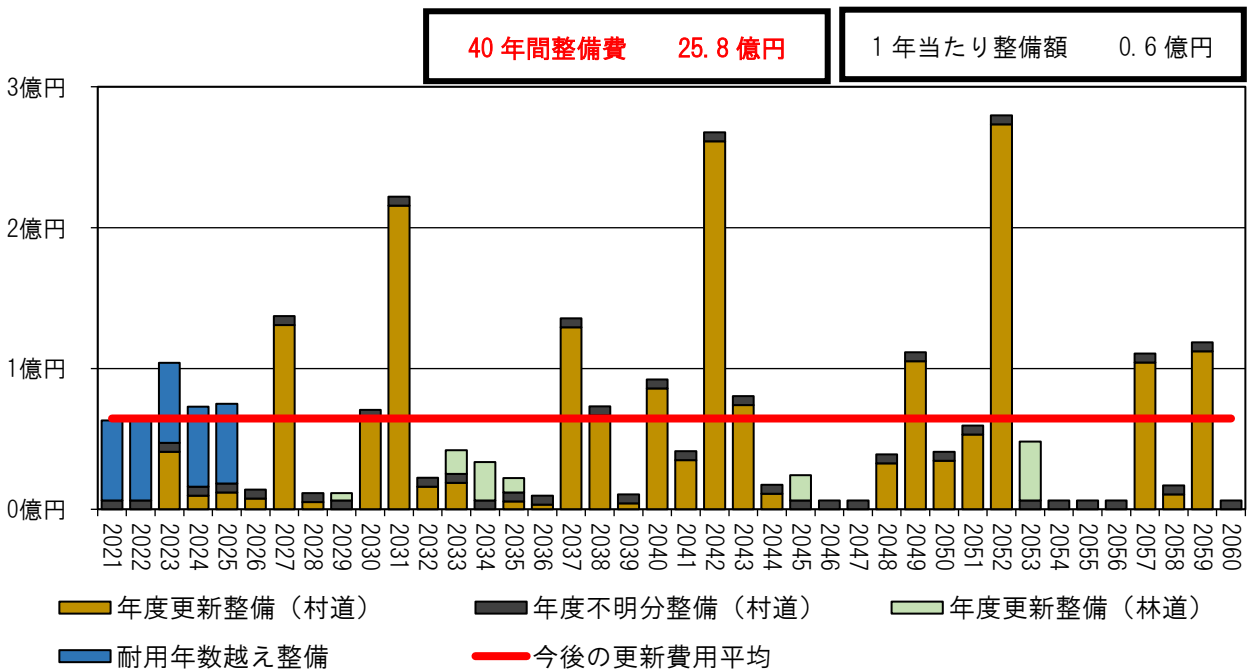
◆ 道路・橋りょう（村道・林道）

図表 3-6 は、道路（村道・林道）図表 3-7 は、橋りょう（村道・林道）の将来の更新費用の推計を示しています。すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和 42 年までに、道路は 130 億 6 千万円、橋りょうは 25 億 8 千万円かかる試算となりました。

図表 3-6：道路（村道）の更新費用



図表 3-8：橋りょう（村道・林道）の更新費用



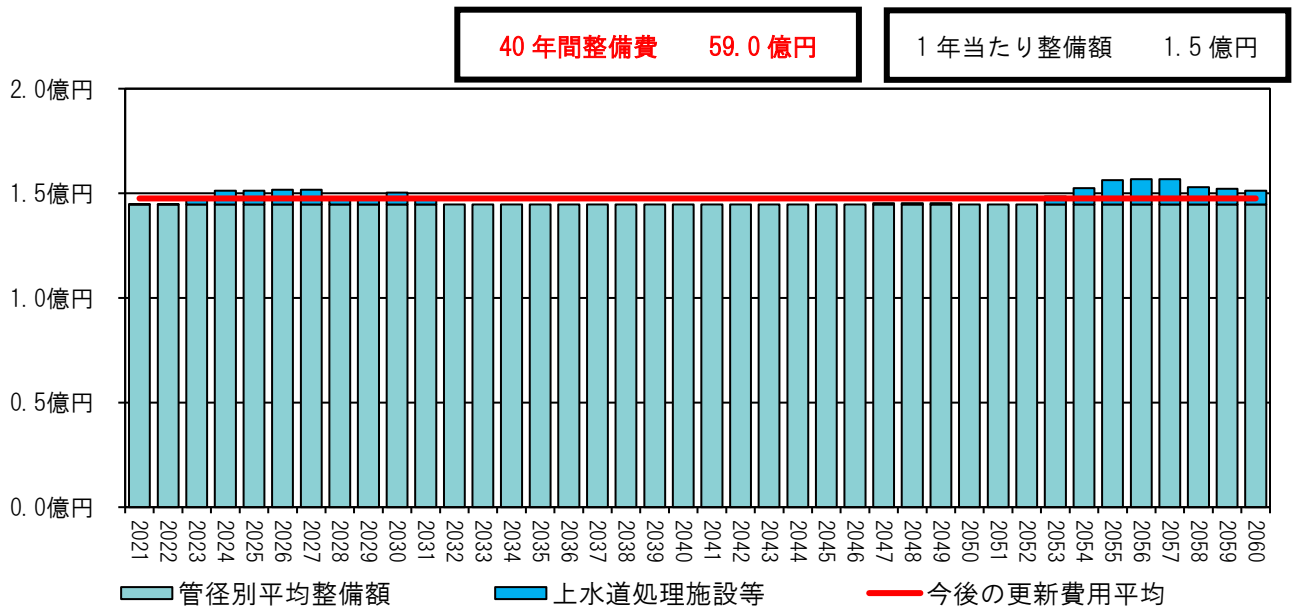
第4節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）

◆ 簡易水道施設・農業集落排水施設

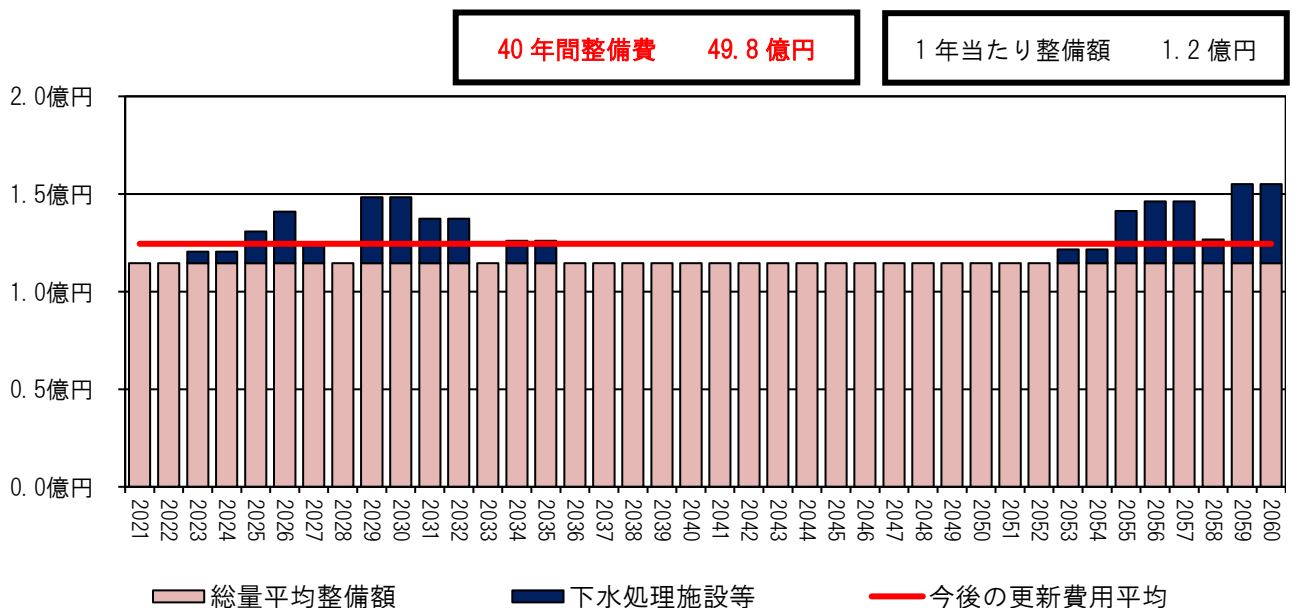
図表 3-9 は、簡易水道施設、図表 3-10 は、農業集落排水事業の将来の更新費用の推計を示しています。すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和 42 年までに、簡易水道施設は 59 億円、農業集落排水施設は 25 億 8 千万円かかる試算となりました。

なお、更新単価は、図表 3-2 を参照しました。

図表 3-9：簡易水道施設の更新費用



図表 3-10：農業集落排水施設の更新費用

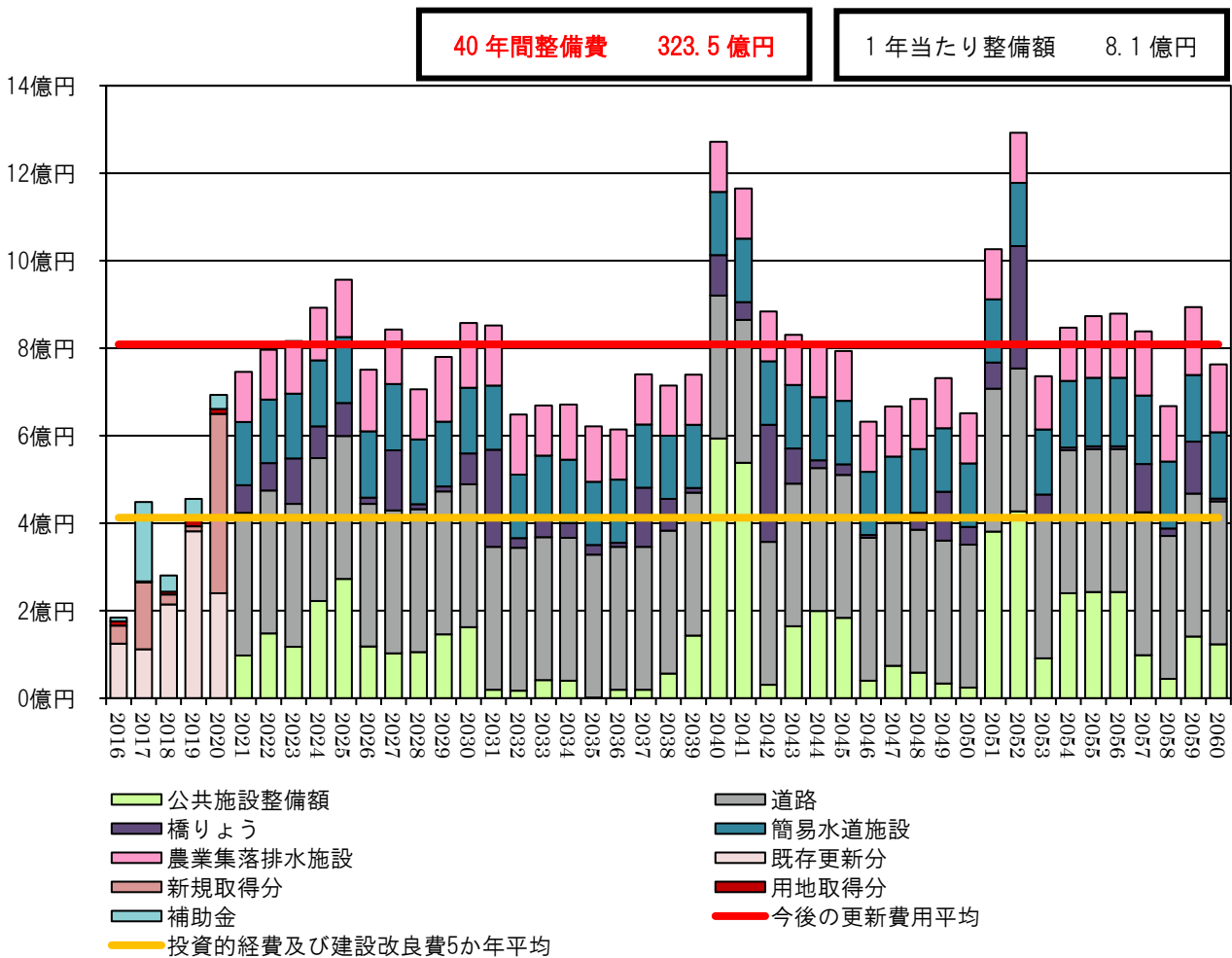


第5節 公共施設とインフラ全体（将来の更新費用の推計）

図表 3-11 は、建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の将来の更新費用を推計したものです。第2節、第3節で紹介した本村が所有する当該施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、令和42年度までに323億5千万円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年8億1千万円かかる試算となりました。直近5ヶ年度実績の年平均が約4億1千万円であるため、現状の公共施設等にかかる投資的経費や建設改良費の約2.0倍となります。

第2章第4節で述べたように、村財政が今後も厳しい状況が続くことを憂慮すると、現状のままの規模を維持することは困難であると考えます。そのため、既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した公共施設等の在り方の検討、計画的な更新の実施による更新費用の縮減や平準化をめざしていきます。

図表 3-11：公共施設とインフラ全体の更新費用¹¹



¹¹ 道路整備額には、村道と林道、橋りょう整備額には、村道分と林道分をそれぞれ含む。

図表 3-12：直近5ヶ年度の投資的経費と建設改良費（千円）

投資的経費 及び 建設改良費		合計	村で行うもの			合計の うち補助 金	
			既存更新分	新規取得分	用地取得分		
H28	普通会計	163,540	111,824	40,903	10,100	713	
	公営企業会計	簡易水道事業	9,093	6,925	0	0	2,168
		農業集落排水事業	12,026	6,026	0	0	6,000
H29	普通会計	392,331	74,811	153,148	2,324	162,048	
	公営企業会計	簡易水道事業	25,528	18,468	0	0	7,060
		農業集落排水事業	30,918	18,418	0	0	12,500
H30	普通会計	251,378	193,794	22,769	6,558	28,257	
	公営企業会計	簡易水道事業	23,842	17,742	0	0	6,100
		農業集落排水事業	5,179	2,679	0	0	2,500
R1	普通会計	453,222	379,014	11,864	17,554	44,790	
	公営企業会計	簡易水道事業	2,374	2,374	0	0	0
		農業集落排水事業	0	0	0	0	0
R2	普通会計	677,505	231,519	402,618	11,381	31,987	
	公営企業会計	簡易水道事業	8,155	8,155	0	0	0
		農業集落排水事業	7,825	0	7,825	0	0

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本方針について

① 建物系公共施設（第3章第2節）

- 新しく施設を造る際は、複合化を検討する
- 既存施設を最大限に有効活用する
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

今後、新しく施設を造る際は、複合化を検討します。また、行政サービス水準を確保しつつ、新規整備を抑制し、施設保有量の適正化を進めます。長寿命化対策、維持や補修等を適正に行い機能維持に努めるほか、既存施設の有効活用を図っていきます。しかし、老朽化や住民のニーズに応じるために新設が必要な場合は、施設の改修・更新にかかる将来コストの試算や、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果等を考慮していきます。

加えて、バリアフリー、環境、防災等の新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を実施、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な村づくりを推進していきます。

② インフラ系（第3章第3節：土木系公共施設、第3章第4節：企業会計施設）

- 新設及び改修、更新はバランスよく実施する
- ライフサイクルコストの縮減に取り組む
- 資産を安全、快適かつ長期的に活用できるように取り組む

道路や橋りょう、林道をはじめ、簡易水道施設や農業集落排水施設といった施設種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等を考慮し、重要度に応じた管理水準を整備していきます。

現状の投資額をできるだけ維持し、その範囲内で、費用対効果や経済波及効果等を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施していきます。

恒久的な点検を行い、現状把握を怠らず、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行います。

長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

PPP/PFI¹²等、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減していきます。

バリアフリー、環境、防災等の新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を実施、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な村づくりを推進していきます。

¹² PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）は、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せの民間委託等を含む手法。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

第2節 維持管理方針

前節の基本方針を原則として、維持管理に関する実施方針を定めました。

① 点検・診断等の実施方針

個別施設計画の作成にあたっては、劣化度調査等を実施し経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検等があり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している保守・点検・整備が委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握していきます。

保守・点検・整備については、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすことが重要であることから、点検範囲、点検周期を明確にしていきます。建物の劣化及び機能低下を防ぐため、点検・診断等を恒久的に実施していきます。

また、現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性が最低限必要な診断項目となります。耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断等既往の診断があるものはそのデータを利用します。公共施設調書等から転用できるデータもあるので、これらの調査を十分に活用しながら、診断を定期的に行っていきます。

公共施設診断の対象となる評価項目として、図表 4-1 を挙げます。

図表 4-1 公共施設診断の対象となる評価項目¹³

評価項目		内容
安全性	① 安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
	② 耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
	③ 耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
	④ 保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
	⑤ 適法性	建築法規、消防法、条例
機能性	⑥ 不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
	⑦ 快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
	⑧ 情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
環境性	⑨ 環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
社会性	⑩ 社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
	⑪ 顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
	⑫ 施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
	⑬ 供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
	⑭ 施設利用度	施設利用率、空室率
経済性	⑮ 体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
	⑯ 点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
	⑰ 運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
	⑱ ライフサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

¹³ FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）を参考

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

全対象施設において点検・診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行していきます。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくことを検討していきます。

今後、住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図ります。その一方で、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進めていきます。中長期的な視点に立って、コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進していきます。

③ 耐震化及び国土強靱化の実施方針

本村では、多くの既存建築物について耐震補強を行っています。耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物については、必要に応じ明確にしていきます。

さらには、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害・豪雪災害及び、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図るとともに、県や近隣市町と連携を図りつつ、国の定める国土強靱化に資する公共施設等の耐震化を推進していきます。

④ 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧する体制を平時から備えておくことは、施設管理者にとって最も重要なポイントとなります。

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等では、老朽化等により供用廃止され、今後も利用見込みのない公共施設等に対しては、本計画や個別施設計画に基づきスピード感を持って安全対策や除却等を推進します。施設の安全確保に係る項目としては、耐久性、不具合の状況や敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性の把握が重要となります。

本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施していきます。なお、一部危険性の認められたものについては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。除却に関しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用していきます。

安全確保の実施方針として、図表 4-2 を挙げます。

図表 4-2 安全確保の実施方針¹⁴

評価項目			内容	
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数 耐用年数（償却） 法定耐用年数	
		耐久性	構造物耐久性 外壁・屋根耐久性 付属設備耐久性 構想耐用年数と築年との差 外壁屋根耐用年数と改修年との差 設備耐用年数と改修年との差	
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体 土台 柱・梁、壁、床等	沈下・亀裂・欠損の状況 腐食、欠損の状況 亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況
			外部仕上の不具合	屋根 外壁・屋根 窓枠、サッシ、ガラス 排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況 剥落、落下、ひび割れの状況 腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
		内部仕上の不具合	天井 内壁 床 たるみ、亀裂、剥落、落下の有無 割れ、はがれ、変色の有無 割れ、はがれ、変色の有無	
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段 広告塔、吊看板等 傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況 浮き上がり、腐食、ゆるみの状況	
		建築設備の不具合	電気設備機器本体 給排水衛生設備機器本体 空調換気設備機器本体 搬送設備機器本体 その他設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況 亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
	安全性	敷地の安全性	自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害 液状化、警戒区域、危険区域等の有無
			敷地安全対応策	地盤安定性 緊急自動車接近 地盤調査結果 地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無 道路幅員 軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
建物の安全性		構造安全性	基礎の安全性 安全要件の満足度	
		地震安全性	建築年 耐震補強 免震、制震 1981年6月以前 有無 有無	
		対落雷安全性	避雷針 有無	
火災の安全性		耐火、避難、消化安全性	延焼防止、避難経路確保、消火活動・経路確保 防火性能、避難路の状況、防火設備の状況	
生活環境の安全性		空気質安全性	空気質安全性の確保 ホルムアルデヒド・トルエン等の状況	
		水質安全性	水質検査 有無	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性 落下物防止性 転倒・転落防止に対する安全要件の満足度 落下物防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト、PCB、フロン・ハロン対策 排除状況	
	公害防止性	日照・通風障害、電波障害、外構の維持 防止要件の満足度、保全要件の満足度		

¹⁴ FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)を参考

⑤ 長寿命化の実施方針

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を一世代相当分延長することを目標とします。そのためには、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととなります。

また、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施にあたっては、従来の平均的な更新時期に建て替える場合と比べて、LCC（ライフサイクルコスト¹⁵）の削減を図ることとします。

なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画にて定めていきます。

⑥ 住民との情報共有の実施方針

本計画の推進にあたっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今回、公共施設等の今後の管理方針を総合的に考えてきましたが、今後は、個別の施設における利用者意見を反映させていくべきと考えています。適切な公共施設マネジメントを実現していくためにも、利用者の意見を反映した個別施設計画の策定を検討します。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民参加型の幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報についてホームページ等をはじめとする各種広報媒体等を通じ、これまで以上に積極的に開示していきます。

⑦ PPP/PFI 活用の実施方針

今後、PPP/PFI 方式、コンセッション方式、指定管理者制度等、民間の資金や活力、外郭団体の機能等を積極的に活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の削減を図ることとします。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、さらには新たな歳入の確保を図るため、PPP/PFI、コンセッション等の新たな行政手法の導入を今後検討していきます。

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

¹⁵ 公共施設等の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコスト。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）における、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

⑨ 統合や廃止の推進方針

【保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針】

統合や廃止の検討にあたっては、将来の人口見通しや行政コスト縮減を鑑み、施設総量や配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されることから、それらを最小限に抑えるため、公共施設のコンパクト化の施策については、住民合意を要することになると考えています。本村の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民や、議会等と協議しながら検討していきます。その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、多角的な視野を持ち、今後その地域に必要な公共施設等の是非を幅広く意見を出し合い、共有していきます。また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見だし、施設を診断します。診断は、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価していきます。評価方法は施設のハード面だけではなく、ソフト面からも診断を行い、診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

図表 4-4 は、診断結果と取り組みの方向性を示します。

図表 4-4 診断結果と取り組みの方向性

診断結果	取組の方向性	
	ハード面	ソフト面
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

さらに、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、スピード感を持って実施していきます。除却を行う場合は、地方債の特例措置を有効的に活用します。なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画で定め、その都度、明確に提示していきます。

⑩ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。今後、教育機関、関連団体、民間企業等の知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、本計画の推進を図ることとします。

民間活用が可能な施設は、指定管理者や包括的民間委託等を検討します。また、インフラ管理における技術者の育成において、関連市町が共同で実施する技術研修等に積極的に参加するなどスキルを高めます。また、近隣自治体との情報共有を行うことによって、計画推進に関する相互支援や広域的連携を積極的に行うこととします。

⑪ 脱炭素社会に向けた取り組み

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を示すグリーンインフラなど、世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進していきます。また、SDGsの理念を踏まえ、村民、事業者、団体等の多様な連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組み等、本計画における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組みを通じて、持続可能なまちづくりの実現をめざしていきます。

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標です。本計画に関連する目標は以下を想定しています。



⑫ フォローアップ方針（RDCA サイクルの推進方針）

総合計画の見直し及び、総合計画における基本計画の見直しに際し、本計画を参考にして、公共施設マネジメントの強化を図ります。本計画の計画期間後は、速やかに改訂を行い、計画内容の遂行状況や、今後の対策を検討すると共に、村長へ報告します。改訂の結果は、村のホームページ等で公表します。なお、所管課毎に策定された個別施設計画（長寿命化計画等）に関しても、計画期間後は、速やかに改訂を行います。これらの情報は、全庁的な基本方針・目標を見直す際の根拠情報として活用します。

公共施設のマネジメントを行うには、減価償却費や人件費等を含めた公共建築物の維持管理に関する費用に加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析をする必要があります。現在、情報管理や共有方策について、本村では地方公会計制度¹⁶（総務省）に則り、これまで各課で保有していた公共施設等の情報を一元的に管理していくシステムを導入しています。当システムの運用において、全庁的に整備データの共有を行い、減価償却や村財政の現状等の要素を鑑みながら、今後の公共施設等の管理方針を検討していきます。

図表 4-5 PDCA サイクルのイメージ



¹⁶ 「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計の要素を取り込むことにより、資産・負債等のストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコスト（減価償却費等）を把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化を資する制度。

第3節 長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

本村の公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みについては、策定済みの各種個別施設計画の実施計画等を基に以下のように見込みをたてました。

図表 4-6 本計画期間である令和4年度から同11年度までの見込み

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+ ③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要してい る経費 (過去5年平均)
普 通 会 計	建築物 (a)	125	551	240	916	1,233	-317	242
	インフラ 施設(b)	592	0	0	592	3,102	-2,510	174
	計(a+b)	717	551	240	1,508	4,335	-2,827	416
公 営 企 業 会 計	建築物 (c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ 施設(d)	0	818	0	818	2,208	-1,390	32
	計(c+d)	0	818	0	818	2,208	-1,390	32
建築物計(a+c)		125	551	240	916	1,233	-317	242
インフラ施設計 (b+d)		592	818	0	1,410	5,310	-3,900	206
合計(a+b+c+d)		717	1,369	240	2,326	6,543	-4,217	448

■ 財源の見込み ■

財源の見込みに関しては、下表の現在要している経費（過去5カ年の投資実績〈決算統計H28～R2〉の平均額：維持補修費、投資的経費及び建設改良費）を参考に検討していきます。

また、地方債や、有利な交付金及び補助金等も活用すると同時に、更新が集中する時期に備え、必要に応じて、公共施設整備に関する基金を積み立てることも検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第4章で示した「公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針」に基づいて、施設類型ごとに基本方針を定め、取り組みを進めます。

なお、施設毎の方針については、各個別施設計画を参照ください。

第1節 建物系公共施設

① 村民文化系施設

図表 5-1 村民文化系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
集会施設	佐那河内村立公民館	佐那河内村立公民館宮前分館	上字幸田 170 番地 2	420.65	1978
		倉庫		8.75	2002
		1階トイレ用スロープ		13.38	2002
	佐那河内村生活改善センター	佐那河内村寺谷生活改善センター	下字寺谷 104 番地	119.97	1982
		佐那河内村嵯峨生活改善センター		24.88	1987
	佐那河内村集会所	佐那河内村桜集会所	上字仁井田 166 番地 1	144.00	1995
		佐那河内村根郷集会所	下字尾端 8 番地 1、8 番地 2	152.88	2006

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状のまま利用することを想定し、老朽化が確認された部分については、長寿命化改修あるいは、部位修繕を行う。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮前公民館については、消防団詰所（7分団）の移設後に在り方を検討する。7分団敷地の利用計画がきまっていないものの、改修費用が大きいいため、現状のまま利用することを仮定した上で、改修、取壊しの検討を行う。 ● 寺谷生活改善センターの管理については、地元譲渡を推進する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮前公民館は平成 23 年度に耐震化工事が完了している ● 残りの施設は新耐震基準で建築。
H27 からの実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 西ノハナコミュニティ施設は、役場新庁舎建設のため、取壊しを行った。



佐那河内村立公民館宮前分館

② 社会教育系施設

図表 5-2 社会教育系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
博物館等	府能発電所資料館	府能発電所資料館	上字奥川股 17 番 121	89.57	1995

基本方針	● 現状維持とする。
内容	● 歴史資料等を保管し、活用・公開を行っている。再生可能エネルギー教育の場としての活用の推進を行う。
耐震化状況	● 新耐震基準で建築。
H27 からの実績	● 特になし。



府能発電所資料館



府能発電所資料館 内部

③ スポーツ・レクリエーション系施設

図表 5-3 スポーツ・レクリエーション系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
スポーツ施設	佐那河内村 西ノハナ運動施設	村民体育館	下字西ノハナ 27 番地	1,159.89	1994
	佐那河内村民運動広場	佐那河内村民中央運動 広場（ふれあいグラン ドクラブハウス）	上字南野 51 番地	37.21	1992
	佐那河内村 中央運動公園	管理棟 公衆便所	上字南浦 12 番地 1 外	226.31 14.50	2003
レクリエーション施設・観光施設	佐那河内村大川原高原 ログハウス迎光閣	佐那河内村大川原高原 ログハウス迎光閣	上字大川原 5 番地 7	305.20	1991
	佐那河内村大川原高原 ヒルトップハウス	管理棟	上字大川原 5 番地 7	338.10	1994
	大川原観光農園管理棟	管理棟	上字大川原 5 番地 7	199.79	1995
	キャンプ場避難所	キャンプ場避難所	上字奥川股	30.00	1998



西ノハナ運動施設村民体育館



中央運動公園管理棟

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の活動水準を上回るよう努めるとともに、修繕整備を計画的に行う。 ● 村民体育館は、予防的な修繕整備を計画的に実施することで、長寿命化を図る。 ● 大川原高原周辺の公共施設に関しては、観光計画における位置づけや利用計画に沿って改修や取壊しの方針を決定する。 ● 観光施設は、四国のみち等を利用した周辺観光ができる環境づくりに努める。 ● 施設管理等は、引き続き業務委託とする。 ● 光熱水道費が割高の施設について、運用や設備における省エネを検討し、実施する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 新耐震基準で建築。
H27からの実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。



大川原高原ヒルトップハウス管理棟

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針



大川原高原ログハウス迎光閣

④ 産業系施設

図表 5-4 産業系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
産業系施設	佐那河内村 農業総合振興センター	佐那河内村農業総合振興センター	上字中辺 74 番地 1	1,081.70	1983
	佐那河内村 大川原放牧場	看視舎	上字大川原	60.00	1992
		畜舎		252.50	
	佐那河内村 有害捕獲鳥獣処理施設	佐那河内村有害捕獲鳥獣処理施設	上字大川原 5 番地 7	32.00	2013
食業工房さなごうち	食業工房さなごうち	下字西ノハナ 26-1	391.23	2017	

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 放牧場については、畜産業と観光資源として更なる活用に努める。 ● 稼働率の高い有害捕獲鳥獣処理施設は、定期点検や修繕整備等を計画的に行う。 ● 隣接する役場庁舎が移転するため、現庁舎の解体後の用地活用も踏まえながら、多角的な視野を持った改修計画を立てる必要がある。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 新耐震基準で建築。
H27 からの実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 食業工房さなごうちを建設した。



佐那河内村農業総合振興センター



食業工房さなごうち

⑤ 学校教育系施設

図表 5-5 学校教育系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
学校	佐那河内村立学校	小・中学校校舎	下字中川原 30 番地	3,711.46	2010
		体育館		935.00	
		用具庫 1		53.57	
		用具庫 2		90.54	
		プール管理棟		64.35	
		パーゴラ		155.04	

基本方針	● 現状維持とする。
内容	● 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等で長寿命化を図りながら、安全・安心な施設維持と管理に努める。
耐震化状況	● 新耐震基準で建築。
H27 からの実績	● 旧中学校の建物については、解体した。



佐那河内村立学校（一体型校舎）

⑥ 子育て支援施設

図表 5-6 子育て支援施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
こども園・ 幼保	佐那河内保育所	佐那河内保育所	下字中川原 13 番地 1	806.12	1999
児童施設・ 幼児	佐那河内村学童保育所	佐那河内村学童保育所	下字中川原 37 番地 2	117.42	2010

基本方針	● 現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の活動水準の維持に努めるとともに、定期点検や修繕整備等を計画的に実施する。保守点検や清掃等、管理コストの適正化に努める。省エネ対応設備や照明のLED化等、施設の省エネに資する設備の導入を今後も推進する。 ● 保育所は令和3年度に、劣化状況調査結果を踏まえトイレ等の改修を行う。
耐震化状況	● 新耐震基準で建築。
H27からの実績	● 保育所のトイレ改修（R3）



佐那河内保育所



佐那河内村学童保育所

⑦ 保健・福祉施設

図表 5-7 保健・福祉施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
保健施設	佐那河内村 保健センター	佐那河内村 保健センター	下字高樋 46 番地 1	406.25	1979
高齢福祉施設	佐那河内村老人憩の家	佐那河内村老人憩の家	下字下田 11 番地 1	319.42	1979
		佐那河内村老人憩の家 (公衆便所)		20.49	2000

基本方針	● 現状維持とする。
内容	● 予防的な修繕等を図りつつ、安全・安心な施設の維持と管理に努める。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターの耐震化工事は平成 25 年度に完了しているものの、老朽化に伴い広範囲の劣化が確認されたことから、長寿命化のための施設改修を行う。 ● 老人憩の家は、平成 19 年度の耐震診断より構造耐震判定指標値 (I_{so}=0.8) を上回っている。
H27 からの実績	● 特になし。



佐那河内村保健センター



佐那河内村嵯峨老人憩の家

⑧ 行政系施設

図表 5-8 行政系施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
庁舎等	佐那河内村役場（旧庁舎）	庁舎	下字中辺 71 番地 1	1,098.00	1968
		庁舎北側 （教育委員会・会議室）		169.19	1978
		前庭倉庫		127.44	1979
		庁舎 1 階		139.13	1990
		庁舎 1 階庁舎北側 （1 階コンピュータ室・2 階会議室）		45.44	1991
	佐那河内村役場（新庁舎）	役場庁舎	下字西ノハナ 31 番地	2,409.72	2021
消防施設	消防センター	消防センター	下字西ノハナ 31 番地	279.64	2021
	佐那河内村 コミュニティ消防センター	平地消防センター （第 1 分団格納庫）	上字宮前 30 番地 2	42.32	1994
		中辺消防センター （第 1 分団格納庫）	上字大黒 6 番地	128.70	2014
		寺谷消防センター （第 2 分団格納庫）	下字寺谷 56 番地	63.00	1992
		嵯峨消防センター （第 5 分団格納庫）	下字東内 13 番地 2	44.88	1987
		下田消防センター （第 5 分団格納庫）	下字下田 17 番地 1	128.70	2016
		仁井田消防センター （第 6 分団格納庫）	上字仁井田 174 番地	62.60	1999
		井開消防センター （第 7 分団格納庫）	上字井開 169 番地	63.02	1989
その他、分団格納庫	第 3 分団格納庫	下字尾境 75 番地 1	128.70	2019	

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場旧庁舎については、取壊しを行う。 ● コミュニティ消防センターは現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防的な修繕等を図りつつ、安全・安心な施設の維持と管理に努める。 ● 井開消防センター（第7分団格納庫）は、老朽化による劣化部分が確認されたため、機材保管の手狭や、H30に作成したハザードマップにて、土砂災害の危険区域内にあることを鑑み、災害時の拠点として重要な施設であることから、現在の場所からの移転し、建設する。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ消防センターは、新耐震基準で建築。
H27からの実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。



佐那河内村役場（旧庁舎）



中辺消防センター（第1分団格納庫）

⑨ 公営住宅

図表 5-9 公営住宅の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
公営住宅	佐那河内村営住宅	村営住宅 大黒団地	上字大黒 56 番地	283.80	1997

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状維持とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐那河内村地域住宅計画及び移住・交流推進アクションプランに基づき、適正な維持管理と地域の特性を活かした施設整備を進める。 ● 大黒住宅の長寿命化工事は平成 26 年度に完了している。 ● 日常点検により、劣化状況を把握し、修繕整備等を計画的に行う。 ● 新設する場合は、将来の人口推計等を勘案した移住・定住政策、多様なニーズに対応し、良好な住環境を確保する。 ● 施設設備にあたり、省エネ対応設備、全照明の LED 化等、施設の省エネに資する設備を導入する等の配慮を行う。
耐震化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 新耐震基準で建築。
H27 からの実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。



村営住宅 大黒団地

⑩ 供給処理施設

図表 5-10 供給処理施設の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
供給処理	佐那河内村 リサイクルセンター	佐那河内村 リサイクルセンター	下字仕出 126 番地 2、 127 番地 2	120.00	1972

基本方針	● 現状維持とする。施設改修を早急に行う。
内容	● 村の環境行政における、アルミ缶等のリサイクル基地として重要な拠点施設である。しかし、施設本体の老朽化は著しく、リサイクル設備の陶器等破砕機と空き缶プレス機は、開設当時の旧式タイプで、取り扱いが不便で非衛生的であり、早急な機器設備更新が必要である。施設改修及び、設備機器更新を早急に対策に講じる。
耐震化状況	● 不明。
H27 からの実績	● 特になし。



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

佐那河内村リサイクルセンター

① その他

図表 5-11 その他の整備状況と基本方針

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
その他	佐那河内村教職員住宅	佐那河内村教職員住宅	下字西ノハナ 26 番地 1	160.00	1984
	公衆便所（徳円寺）	公衆便所（徳円寺）	下字壁ヶ岳	27.20	1997
	公衆便所（高原広場）	公衆便所（高原広場）	上字大川原	27.50	1997
	公衆便所（ヒルトップ ハウス入口）	公衆便所（ヒルトップ ハウス入口）	上字大川原	19.49	1997
	公衆便所（観光農園）	公衆便所（観光農園）	上字大川原	44.08	1997
	公衆便所（高樋地区農 業集落排水処理施設）	公衆便所（高樋地区農 業集落排水処理施設）	下字戎浦 1 番地 6 外	17.28	2004
	新府能発電所	新府能発電所	上字奥川股 7-1	45.00	2015
	倉庫（仕出）	事務所	下字仕出 148-4	19.87	1995
倉庫		170.85		2000	

基本方針	● 現状維持とする。
内容	● 日常点検により、劣化状況等を把握し、修繕設備等を計画的に行う。
耐震化状況	● 新耐震基準で建築。
H27 からの実績	● 教職員住宅は、令和元年度に長寿命化改修を実施した。

第2節 土木系公共施設

① 道路（村道・林道）

図表 5-12 道路（村道・林道）の整備状況と基本方針

種別	実延長 合計 (m)	道路面積 道路部 (㎡)
1級（幹線）村道	19,942	111,528
2級（幹線）村道	20,546	95,672
その他の村道	219,825	753,964
自転車歩行者道（※）	844	2,277
林道	23,036	79,816

※道路面積は有効幅員

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐那河内村過疎地域自立促進計画等に基づく、事業進捗に合わせて整備を進める。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的にパトロールを行い、劣化状況や危険度を把握する。 ● 日常の維持管理については、地元管理への理解を求め、地域内各活動団体と連携するとともに、効率的な維持管理方法を検討する。 ● 村道は、路面性状調査を実施し、計画的に舗装修繕を行う。 ● 道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、災害等の協力体制の確立等を図る。 ● 道路パトロールにより把握した劣化状況や危険度を基に優先順位を付け、修繕・更新をすることにより、対処療法の管理から予防保全型の管理への転換を図り、施設の長寿命化とコストの最小限化を図る。



村道馬越線



林道府能線

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

② 橋りょう（村道・林道）

図表 5-13 橋りょう（村道）の整備状況

種別	本数（本）	橋りょう面積（㎡）
村道に架かる橋りょう	141	6,230
林道に架かる橋りょう	6	280

基本方針	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐那河内村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、整備を進める。 ● 健全度の把握については、徳島県作成の「橋梁点検マニュアル」に基づき実施し、橋りょうの劣化を早期に把握することで、予防的で計画的な対応を行う。 ● 平成26年7月から近接目視による5年に1度の点検が義務付けられた。協議連絡機関である徳島県道路メンテナンス会議などにより情報収集に努める。 ● 橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理として道路パトロールを実施する。 ● メンテナンス点検結果による健全性の区分は、「Ⅰ健全」「Ⅱ予防保全段階」「Ⅲ早期措置段階」「Ⅳ緊急措置段階」とする。 ● 予防保全型の管理を進めるため、区分結果及び路線の重要度、第三者への被害が大きい箇所等を把握し、優先順位を付ける。その結果を基に、修繕・架替をすることによりコスト縮減及び予算の平準化を図る。



尾境橋



中溝橋

第3節 企業会計施設

① 簡易水道施設

図表 5-16 簡易水道施設の整備状況と基本方針

区分	地区	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
簡易水道施設	府能地区	滅菌室	上字奥川股 17 番地の 220	5.70	1968
	中央地区	中央地区滅菌・電気室	上字久保井 79 番地	30.00	1999
		中央加圧送水ポンプ室	上字宮前 13-3 番地	29.50	2000
	嵯峨・下地区	嵯峨・下地区滅菌室	下字津づら口 15	37.00	1996
		東山加圧ポンプ場	下字東山 23	32.50	1993
		桃山加圧ポンプ場	下字南林 1 の 17	32.50	1994
		宮上加圧ポンプ場	下字墓ノ久保 28	32.50	1995
		共栄上加圧ポンプ場	下字水上 28	32.50	1997

図表 5-17 簡易水道の水道管整備状況と基本方針

管種別	延長 (m)
導水管	1,027
送水管	9,478
配水管	48,803

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易水道施設は、現在の施設数や管路施設延長を現状維持とし、適正な維持管理を推進し長寿命化を図る。 ● 給水区域は現状維持とするが、将来的には自家水道により給水を行っている数集落について、配水エリアを創出し新たな水需要に対応する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水施設、配水池施設、幹線管路施設等の主要施設は施設工事完成から約20年が経過した。施設の健全性に問題はないものの十分な耐震性を有していないことから、施設の重要性に基づいた耐震化計画の検討を行う。 ● 平成15年度に完成した緊急通報及び施設監視システムにより、漏水監視を徹底するなど維持管理の適正化と効率化に努める。 ● 日常点検及び定期点検により、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限に留めるとともに、施設の安全性の強化、応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。 ● 水の供給という、住民に必要不可欠な公共サービスであるため、将来にわたる適正な使用料運営を行っていくために、必要な施設のメンテナンス計画や人口動態に即した料金設定を十分に検討し、経営の効率化を図る。

② 農業集落排水施設

図表 5-18 農業集落排水施設の整備状況

区分	施設名称	建物名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度
農業集落排水施設	寺谷地区	寺谷地区農業集落排水処理施設 (中継ポンプ場)	下字寺谷 55 番地	59.36	1993
	中辺地区	中辺地区農業集落排水処理施設	下字松川原 16 番地外	163.00	1995
	仁井田地区	仁井田地区農業集落排水処理施設	上字田中 18 番地	101.00	1996
	嵯峨地区	嵯峨地区農業集落排水処理施設	下字平間 25 番地 1	338.00	1999
	宮前地区	宮前地区農業集落排水処理施設	上字中辺 58 番地 1 外	229.00	2001
	高樋地区	高樋地区農業集落排水処理施設	下字戎浦 1 番地 6 外	116.00	2004

図表 5-19 農業集落排水の水道管整備状況と基本方針

種別	延長 (m)
管径 0~250mm	46,188

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業集落排水施設は、現在の施設数や管路施設延長を現状維持とし、適正な維持管理を推進し長寿命化を図る。 ● 農業集落排水処理区域は現状維持とするが、新規移住者や未接続家屋の施設へのつなぎ込みに対応する。 ● 農業集落排水施設への新規移住者や未加入者のつなぎ込みを推進し、公共用水域の水質の保全と農村地域の生活環境の向上を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 各処理施設の維持管理において、老朽化等による修繕箇所が増大が懸念されるため、修繕工事をはじめ機能強化事業による施設の機能更新を行う。 ● 農業集落排水施設の適正な維持管理、定期点検により施設機能の向上に努める。 ● 日常点検と定期点検により、災害等による施設損傷を最小限に留めるとともに、施設の安全性の強化、応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。 ● 汚水処理は、住民に必要不可欠な公共サービスであるため、将来にわたる適正な使用料運営を行っていくために、必要な施設のメンテナンス計画や人口動態に即した料金設定を十分に検討し、経営の効率化を図る。



宮前地区農業集落排水処理施設

佐那河内村公共施設等総合管理計画

平成 28 年 5 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

発画・編行：徳島県名東郡佐那河内村総務課

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地

TEL 088-679-2111（代表）

FAX 088-679-2125